

指導行政のポイント

児童虐待防止法と教師

菱村 幸彦

法律の所管が厚生省のせい、児童虐待防止法のことは教育ジャーナリズムではほとんどニュースにならない。しかし、この法律は学校の教師にも関係がある。

親が子に行う虐待を対象

児童虐待防止法は、正式には「児童虐待の防止に関する法律」（以下「本法」）という。本法は、本年5月に議員立法として制定された。施行が6ヵ月先に延ばされていたが、いよいよこの11月から実施に移される。

本法が規定する内容は、厚生行政に関するものが多い。ここでは、学校の関係者に必要と思われるポイントに限り取り上げよう。

本法は、「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」（第3条）という大原則を定めているが、具体的な規制内容は、親が子に対して行う虐待を対象としている。

まず、本法は、児童虐待について、保護者（親権を行う者）が児童（18歳未満の者）に対し、次の行為を行うことだと定義している（第2条）。

児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること

児童にわいせつな行為をすること、または児童をしてわいせつな行為をさせること

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること

児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

つまり、本法で問題とする児童虐待は、保護者が児童に対して行う「身体的虐待」「性的虐待」「養育拒否」「心理的虐待」としているから、教師の体罰などは、本法の対象には含まれない。

通告は守秘義務に反しない

本法で教師に直接関係があるのは、児童虐待の発見と通告の規定である。本法は、学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、看護婦、弁護士等は「児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない」と定めている（第5条）。

次いで、児童虐待を受けた児童を発見したときは、速やかに、福祉事務所または児童相談所に通告しなければならないと義務づけている（第6条）。

この場合、問題となるのは守秘義務との関係ではないか。教師や医師などは、法律で守秘義務が課されているから、児童虐待の事実を通告することは、職務上知りえた秘密を外に漏らすことにならないかという疑問が生ずる。この点について、本法は、「刑法の秘密漏示罪の規定その他守秘義務に関する法律の規定は……通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない」と定めている（第6条2項）。

児童相談所等が通告を受けたときは、速やかに、その児童の安全の確認を行い、必要に応じて一時保護を行うこととなる（第8条）。

児童虐待の防止の要諦は、早期発見・早期対応にあると言われている。本法の施行に伴い、学校の教師も早期発見と通告の義務が課されたことに留意したい。

（ひしむら・ゆきひこ＝国立教育研究所名誉所員）

…本紙は、教育改革や学校経営の重要性が改めてクローズアップされている現状から、学校の指導に当たる教育委員会を主な対象に9月から2回発行しています（購読代金は不要）。本紙が不要の場合は無料FAX 0120-462-488にてご連絡ください。以後の配信はいたしません。FAXによる質問等も受け付けています。

本紙はホームページでも閲覧できます
<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>